

管外旅費支給事務の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																									
西野田工科高等学校	<p>部活動の合宿に伴う管外出張旅費の算定について、オートキャンプ場でのテント泊等により、実際には無償又は条例による支給額より安価な支出であったにもかかわらず、任命権者はテント泊に係る旅費の調整を行っていなかった。</p> <p>また、旅行者においては、概算払された旅費について、不用額はないものとして精算を行っていた。</p> <table border="1" data-bbox="427 680 1406 1125"> <thead> <tr> <th rowspan="2">職員</th> <th rowspan="2">旅行日</th> <th colspan="2">宿泊料</th> </tr> <tr> <th>正</th> <th>誤</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>平成26年8月2日から 同月5日まで</td> <td>2,700円</td> <td>17,900円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">B</td> <td>同上</td> <td>2,700円</td> <td>17,900円</td> </tr> <tr> <td>平成27年3月28日から 同月29日まで</td> <td>3,000円</td> <td>7,600円</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>同上</td> <td>3,000円</td> <td>7,600円</td> </tr> </tbody> </table>	職員	旅行日	宿泊料		正	誤	A	平成26年8月2日から 同月5日まで	2,700円	17,900円	B	同上	2,700円	17,900円	平成27年3月28日から 同月29日まで	3,000円	7,600円	C	同上	3,000円	7,600円	<p>速やかに是正措置を講じるとともに、旅費の支給事務について適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【職員の旅費に関する条例】 (宿泊料)</p> <p>第17条 宿泊料の額は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める額による。</p> <p>(1) 旅行中宿泊料 宿泊先の区分に応じた別表第1の定額(以下略)</p> <p>(旅費の調整)</p> <p>第41条 任命権者は、旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その他当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。</p> <p>別表第1 内国旅行の旅費(第17条、第18条、第20条、第21条関係)</p> <p>(1) 宿泊料</p> <table border="1" data-bbox="1576 1192 2169 1293"> <thead> <tr> <th>甲地方</th> <th>乙地方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一夜につき8,700円</td> <td>一夜につき7,600円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 甲地方とは、東京都、大阪市、名古屋市、横浜市、京都市及び神戸市のうち人事委員会規則で定める地域その他これらに準ずる地域で人事委員会規則で定めるものをいい、乙地方とは、その他の地域をいう。固定宿泊施設に宿泊しない場合には、乙地方に宿泊したものとみなす。</p> <p>【府立学校 旅費事務の手引き】</p> <p>5 旅費の計算</p> <p>(1) 旅費の計算【条例第8条】</p> <p>旅費は、経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算します。ただし、公務上の必要または天災その他やむを得ない事情により経済的な通常の経路又は方法によって旅行しがたい場合には、実際に利用した経路及び</p> </div>	甲地方	乙地方	一夜につき8,700円	一夜につき7,600円	<p>誤支給があった旅費(宿泊料)について、精査したところ平成26年8月2日から同月5日までの宿泊料はテント場代を支払っており、正支給額2,700円が4,400円となる。このため、正規支給額は合計14,800円となり、誤支給額51,000円との差額(戻入額)は、36,200円となる。これに基づき戻入手続きを行った。</p> <p>今後、宿泊を伴う旅行命令時には、定額を下回るような宿泊料しか負担しない場合、旅費の調整を徹底する。</p>
職員	旅行日			宿泊料																								
		正	誤																									
A	平成26年8月2日から 同月5日まで	2,700円	17,900円																									
B	同上	2,700円	17,900円																									
	平成27年3月28日から 同月29日まで	3,000円	7,600円																									
C	同上	3,000円	7,600円																									
甲地方	乙地方																											
一夜につき8,700円	一夜につき7,600円																											

方法によって計算します。

①～③ (略)

④宿泊を伴う場合

交通費と宿泊先の地域区分に応じた宿泊料を支給します。

1夜当たり定額	甲地方 8,700円	乙地方 7,600円
---------	------------	------------

○用務先から宿泊先までの旅費の取扱い

(略)

旅行命令が宿泊先を含む場合

ア (略)

イ 宿泊先があらかじめ旅行命令に含まれている場合

宿泊先が命令されているので、宿泊先までの交通費を支給する。

宿泊料は、宿泊先の所在する地域区分により定額の範囲内で実費額を支給する。

【旅費事務取扱要領】

第8 概算旅費の精算

(1) 職員は、管外出張等の後、財務規則第47条に規定する概算払いに係る旅費の精算処理をシステムにより行うものとする。

なお、使用した旅費が支給額と同額の場合においても、精算処理を行うものとする。